

那珂市子ども・子育て支援事業計画 (案)

平成 27 年 2 月

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の背景と目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	新制度における事業の概要	4
5	策定体制	6

第2章 那珂市の現状

1	子育て家庭を取り巻く環境	8
2	ニーズ調査の結果	11
3	保育施設・幼稚園の状況	17

第3章 計画の基本的考え方

1	基本理念	22
2	基本方針	22
3	基本目標	23
4	施策の構成	24

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1	量の見込みの算出方法	26
2	教育・保育提供区域の設定	32
3	教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）	33
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	37

第5章 次世代育成支援の取組事業

1	基本目標と体系	54
2	次世代育成支援対策行動計画の進捗と評価	55
	基本目標1 安心して子どもを生み育てることのできるまちづくり	57
	基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり	63
	基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり	67

第6章 計画の推進

1 計画の推進	72
2 計画の進行管理	72

第7章 資料編

那珂市子ども・子育て会議条例	74
那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項	76
那珂市子ども・子育て会議委員名簿	78
那珂市子ども・子育て支援事業計画ワーキング委員会委員名簿	79
子ども・子育て支援新制度に関する用語集	80

第 1 章

計画の概要

1 計画の背景と目的

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来により、地域活力の低下が懸念され国や地方自治体、地域をあげて子育てを支援するなど新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

国は平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、那珂市においても同法に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」を策定し、総合的な施策を推進しているところです。こうした子育て支援策を講じてはなお、子育てをめぐる環境は厳しく、国においてはなお一層子育てをしやすい社会にしていくため平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」を制定し、それに基づき平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新たな制度では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大、③地域における子ども・子育て支援の充実等の取組みを進めていくこととなります。

新制度においては基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられていることから、「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」に基づく国の基本指針を踏まえ、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

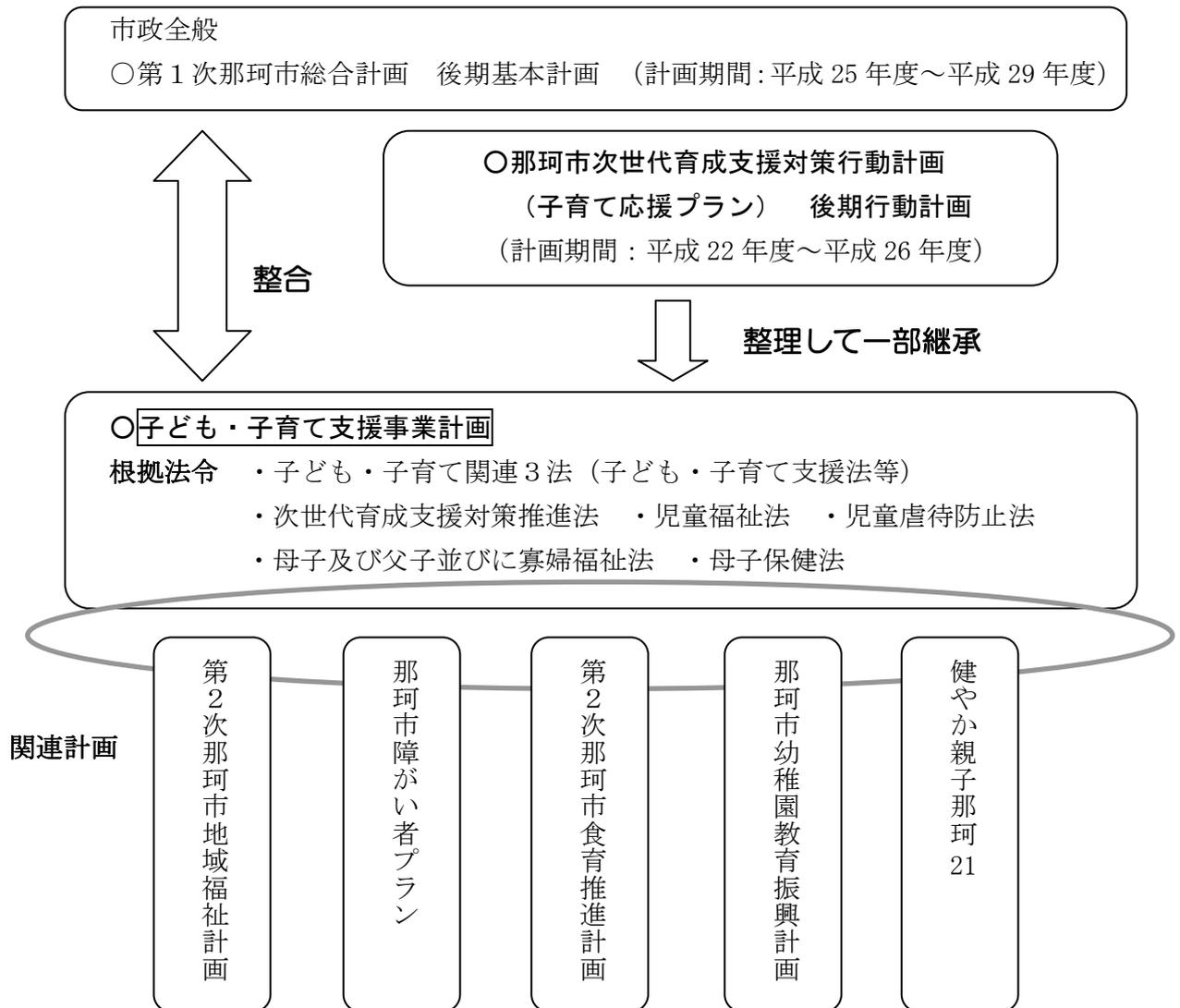
（1）新たな計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、これまで取組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」の基本的な考え方等の継承を図りつつ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

（2）他の計画との関係

本計画は「第 1 次那珂市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、那珂市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1次那珂市総合計画			第2次那珂市総合計画		
			見直し		
	那珂市子ども・子育て支援事業計画				
	那珂市次世代育成支援対策行動計画				

4 新制度における事業の概要

(1) 新制度の事業の内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

「子ども・子育て支援新制度」の主なポイントは「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

(2) 給付支援事業

新制度のもとで保護者等に提供されるサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付	
認定こども園 幼稚園 認可保育所 =施設型給付の対象	小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 =地域型保育給付の対象
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	⑧一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター） ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付額が確実に子育て支援に使われるようにするため、原則として保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■ 施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

ア 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が13事業定められています。

(3) 保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	子の年齢と認定		利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園 地域型保育

5 策定体制

(1) 那珂市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「那珂市子ども・子育て会議」を設置しました。

(2) ニーズ調査

計画の策定に先立ち、就学前の児童がいる全世帯 2,042 人を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成 25 年 11 月にニーズ調査を行いました。

(3) パブリック・コメント

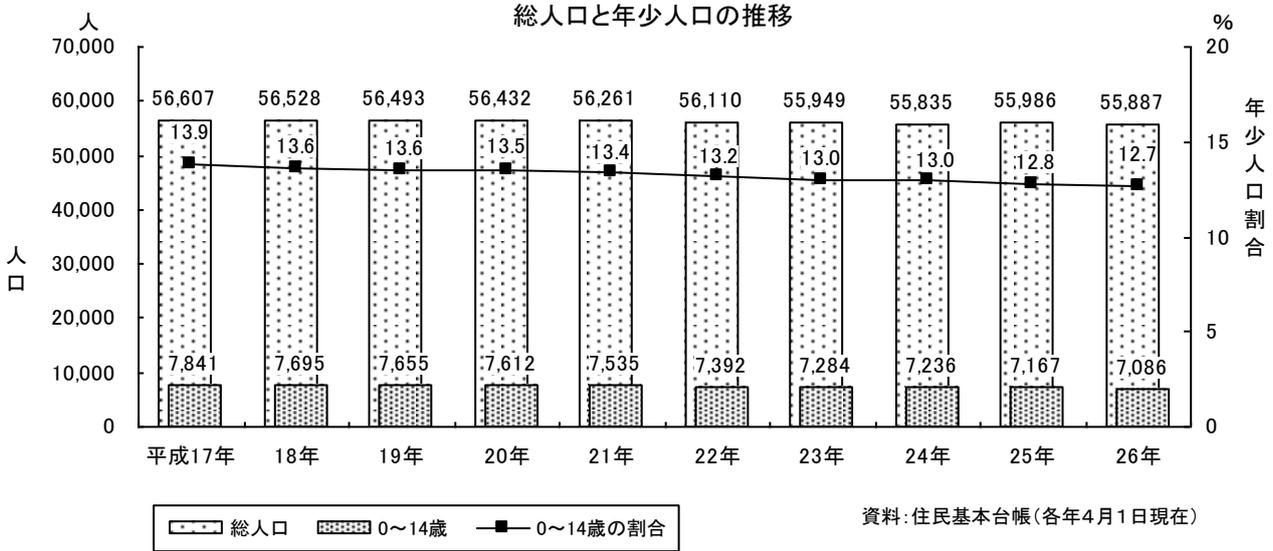
第 2 章

那珂市の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、平成26年4月1日現在55,887人で、平成17年からの10年間はほぼ横ばいから減少気味に推移しています。同期間、年少人口（0～14歳）の減少は著しく、平成17年7,841人から平成26年7,086人となっています。



(2) 世帯の家族類型の推移

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年の核家族世帯割合は総世帯数の68.0%を占め、県の57.8%や全国の56.4%を大きく上回ります。核家族世帯のうち、最も大きな割合は「夫婦と子ども」世帯の35.0%ですが、次第にその割合は減少しつつあります。平成7年から平成22年にかけて18歳未満の子どもがいる世帯は20.5%減、なかでも両親と子どもと祖父母の世帯は51.2%減と大幅な減少を続けています。

一般世帯の家族類型の推移

単位:世帯、%

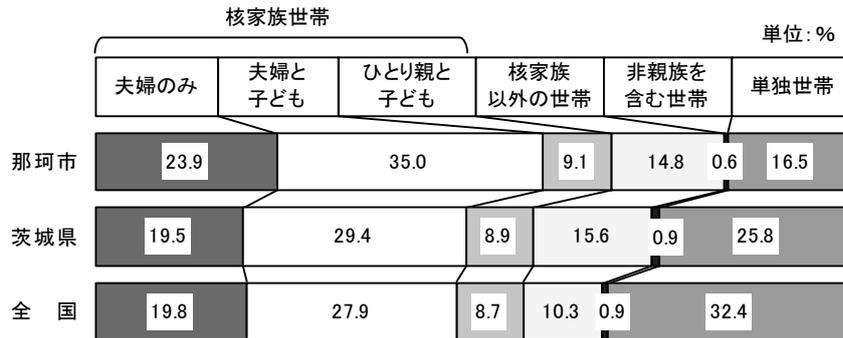
区 分	那珂市					
	平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
核家族世帯	11,657	67.5	12,209	67.9	12,824	68.0
夫婦のみ	3,448	20.0	3,978	22.1	4,509	23.9
夫婦と子ども	6,968	40.4	6,776	37.7	6,596	35.0
ひとり親と子ども	1,241	7.2	1,455	8.1	1,719	9.1
男親と子ども	220	1.3	261	1.5	293	1.6
女親と子ども	1,021	5.9	1,194	6.6	1,426	7.6
核家族以外の世帯	3,286	19.0	3,119	17.3	2,798	14.8
非親族を含む世帯	47	0.3	53	0.3	119	0.6
単独世帯	2,267	13.1	2,613	14.5	3,113	16.5
合 計	17,257	100.0	17,994	100.0	18,854	100.0

(注)一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

(資料)国勢調査

※端数処理の関係で構成比計が100.0にならない場合があります。

一般世帯の構成比の比較(平成22年)



※端数処理の関係で構成比計が100.0にならない場合があります。(資料)国勢調査

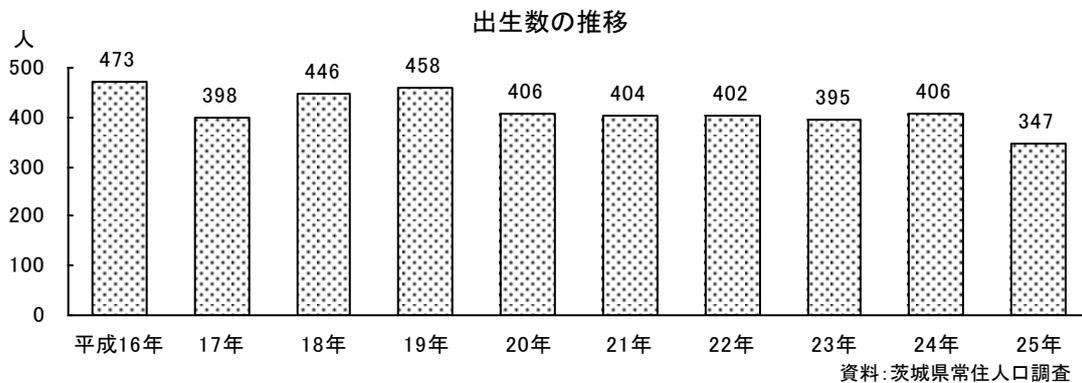
子どものいる世帯の推移 単位:世帯

	6歳未満	18歳未満
平成7年	2,226	6,429
平成12年	2,114	5,931
平成17年	2,100	5,485
平成22年	1,916	5,110

資料:国勢調査

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

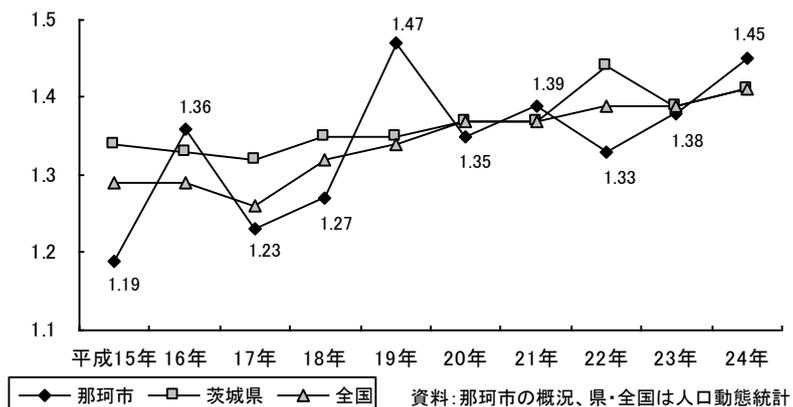
平成16年からの出生数の推移をみると平成20年以降は400人前後で推移していますが、平成25年には347人と大きく落ち込んでいます。



合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成15年は1.19でしたが、その後回復し、平成24年は1.45と回復傾向にあります。

合計特殊出生率の推移

	那珂市	茨城県	全国
平成15年	1.19	1.34	1.29
平成16年	1.36	1.33	1.29
平成17年	1.23	1.32	1.26
平成18年	1.27	1.35	1.32
平成19年	1.47	1.35	1.34
平成20年	1.35	1.37	1.37
平成21年	1.39	1.37	1.37
平成22年	1.33	1.44	1.39
平成23年	1.38	1.39	1.39
平成24年	1.45	1.41	1.41



資料:「那珂市の概況」、県・全国は「人口動態統計」

(4) 女性の年齢別労働力率の推移

国勢調査によると平成22年の女性の年齢別労働力率は、15～19歳を除くいずれの年齢層も本市の労働力率が県を上回っています。なかでも20～24歳は本市の73.4%に対し県は68.5%にとどまり、本市が大きく上回ります。

5歳階級ごとの女性の労働力率は、一般的には20歳代前半で就職し、結婚や出産により一時離職、その後再就職するM字型のカーブを描きますが、本市も例外ではなく、30～34歳で低下し徐々に回復するカーブを描いています。

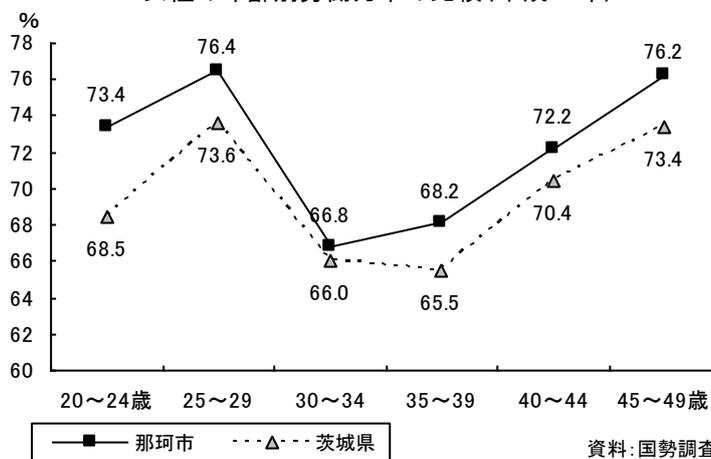
また、本市の平成17年と平成22年の労働力率を比較すると30～34歳から60～64歳の年齢層全てにおいて平成22年が平成17年を上回っており、女性の就労意欲の高まりを見ることができます。

女性の年齢別労働力率の推移 単位：%

	平成17年		平成22年	
	那珂市	茨城県	那珂市	茨城県
15～19歳	14.2	11.3	11.3	15.0
20～24歳	75.4	73.4	73.4	68.5
25～29歳	76.6	76.4	76.4	73.6
30～34歳	64.0	66.8	66.8	66.0
35～39歳	62.7	68.2	68.2	65.5
40～44歳	71.5	72.2	72.2	70.4
45～49歳	73.4	76.2	76.2	73.4
50～54歳	68.6	73.9	73.9	71.1
55～59歳	57.5	62.8	62.8	61.6
60～64歳	36.9	44.0	44.0	43.9
65～69歳	31.1	27.1	27.1	26.1
70～74歳	26.7	21.4	21.4	16.9
75～79歳	19.3	17.5	17.5	10.6
80～84歳	10.0	9.9	9.9	6.1
85歳以上	2.5	3.8	3.8	2.2

資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率の比較(平成22年)



2 ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

子ども・子育て支援新制度が実施されるに伴い、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

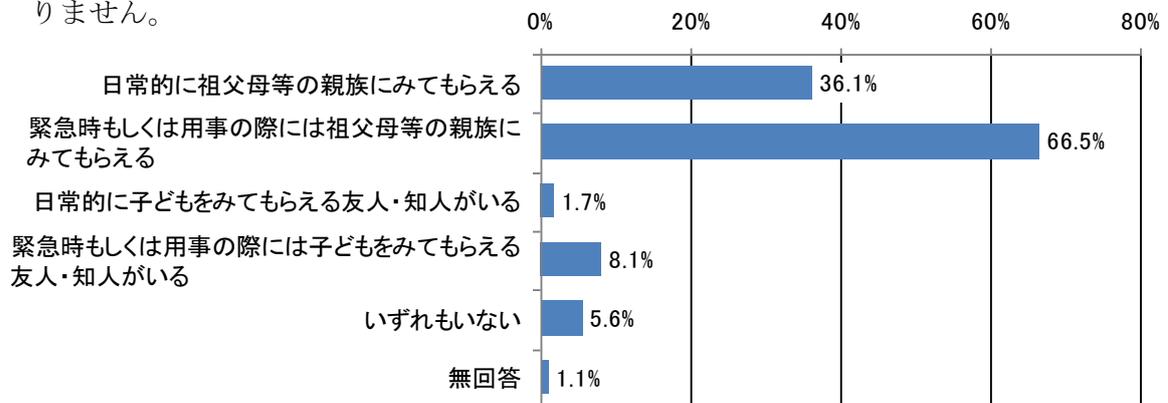
調査名	対象者	調査方法	調査時期	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童 調査	市内在住の 就学前の児童が いる全2,042世帯	郵送配布・ 郵送回収	平成25年 11月1日～ 11月30日	941 (46.08%)

(2) 調査結果

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【ニーズ調査問9】

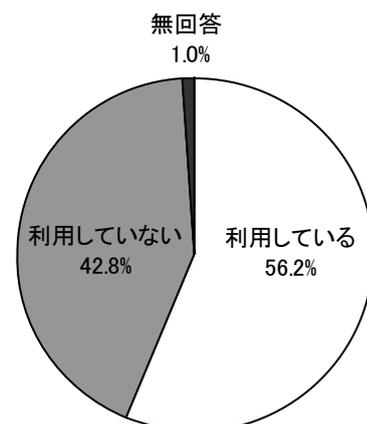
子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」66.5%が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」36.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」8.1%、「いずれもない」5.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.7%となっています。

みてもらえるが多いものの「日常的にみてもらえる」を選んだかたはそれほど多くありません。



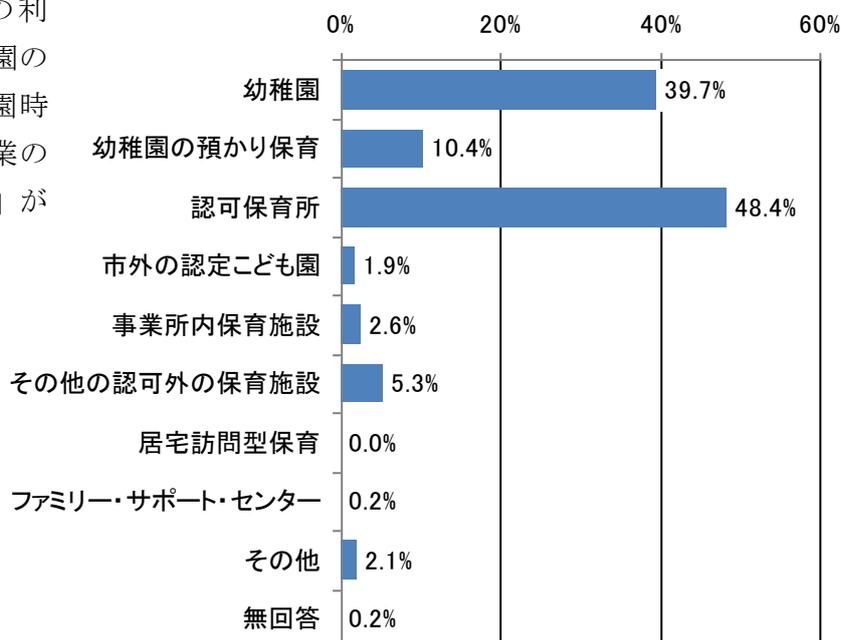
②幼稚園や保育所等の利用状況【ニーズ調査問15】

平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」の割合が56.2%に対し、「利用していない」が42.8%と、「利用している」割合が上回っています。



③利用している教育・保育事業の種類【ニーズ調査問 15-1】

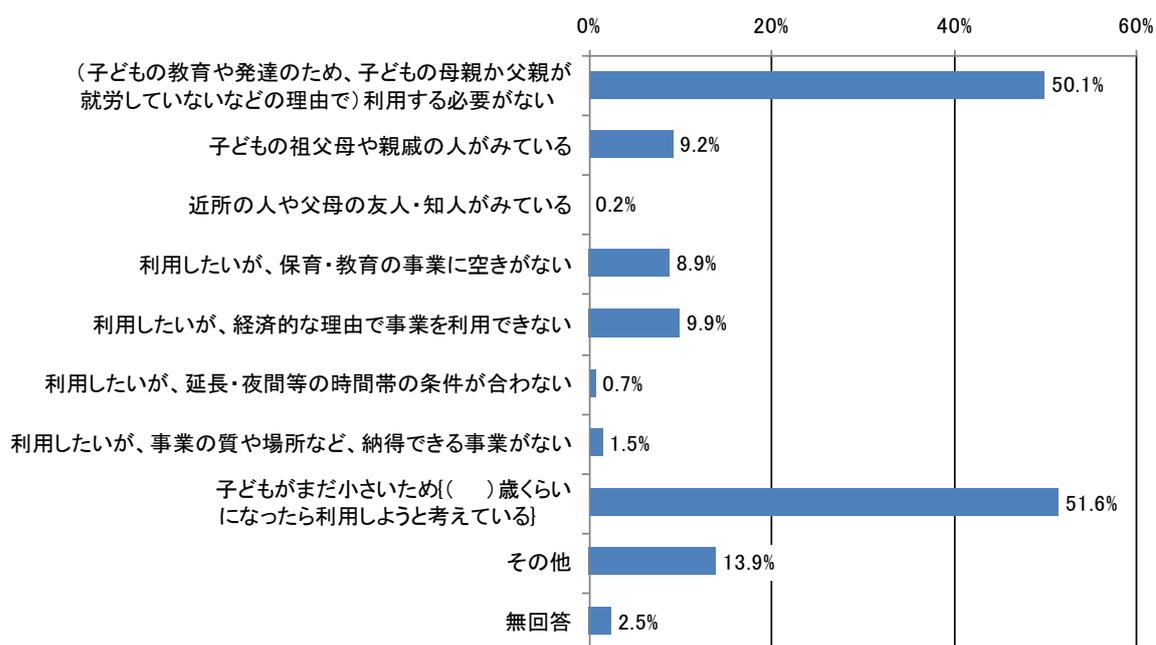
平日の教育・保育の事業の利用種別は、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が48.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が39.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.4%となっています。



④定期的に教育・保育事業を利用していない理由【ニーズ調査問 15-5】

定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため{()歳くらいになったら利用しようと考えている)」の割合が51.6%と最も高くなっています。また、「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」の割合も50.1%と比較的高くなっています。

教育・保育事業の利用開始年齢は、「3歳」の割合が34.6%と最も高くなっています。

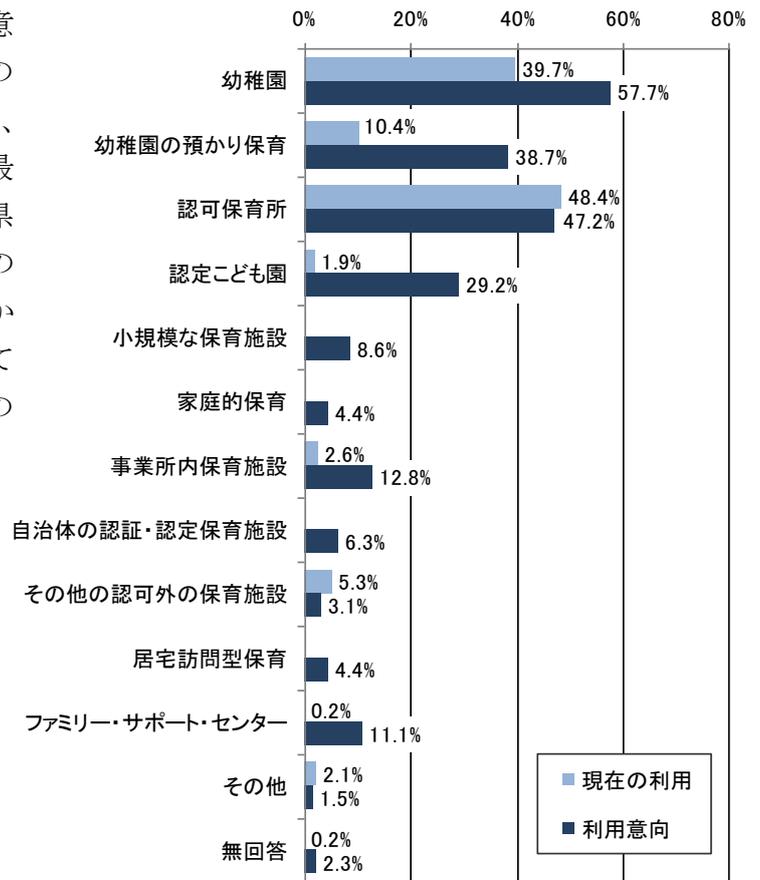


⑤定期的に利用したい教育・保育事業【ニーズ調査問 16】

平日の教育・保育の事業の利用意向は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が57.7%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が47.2%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が38.7%となっています。

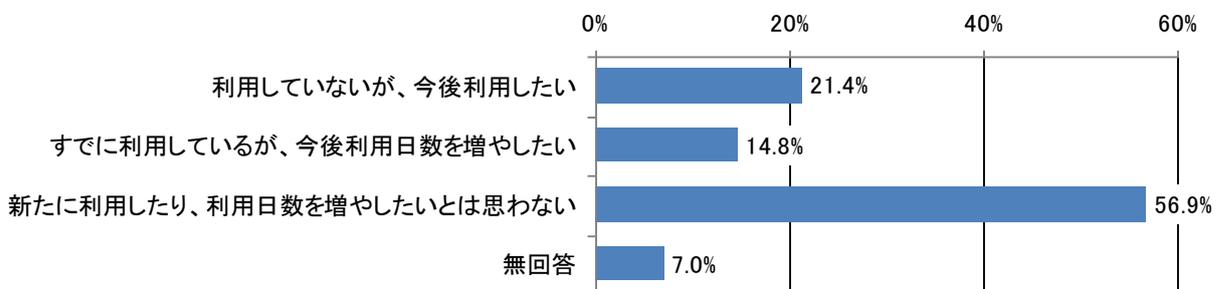
平成25年10月時点で那珂市には認定こども園はありませんが、ニーズ調査の結果から高い利用意向があることがわかります。

※ニーズ調査実施時に認定こども園を利用している1.9%は市外の認定こども園利用者です。



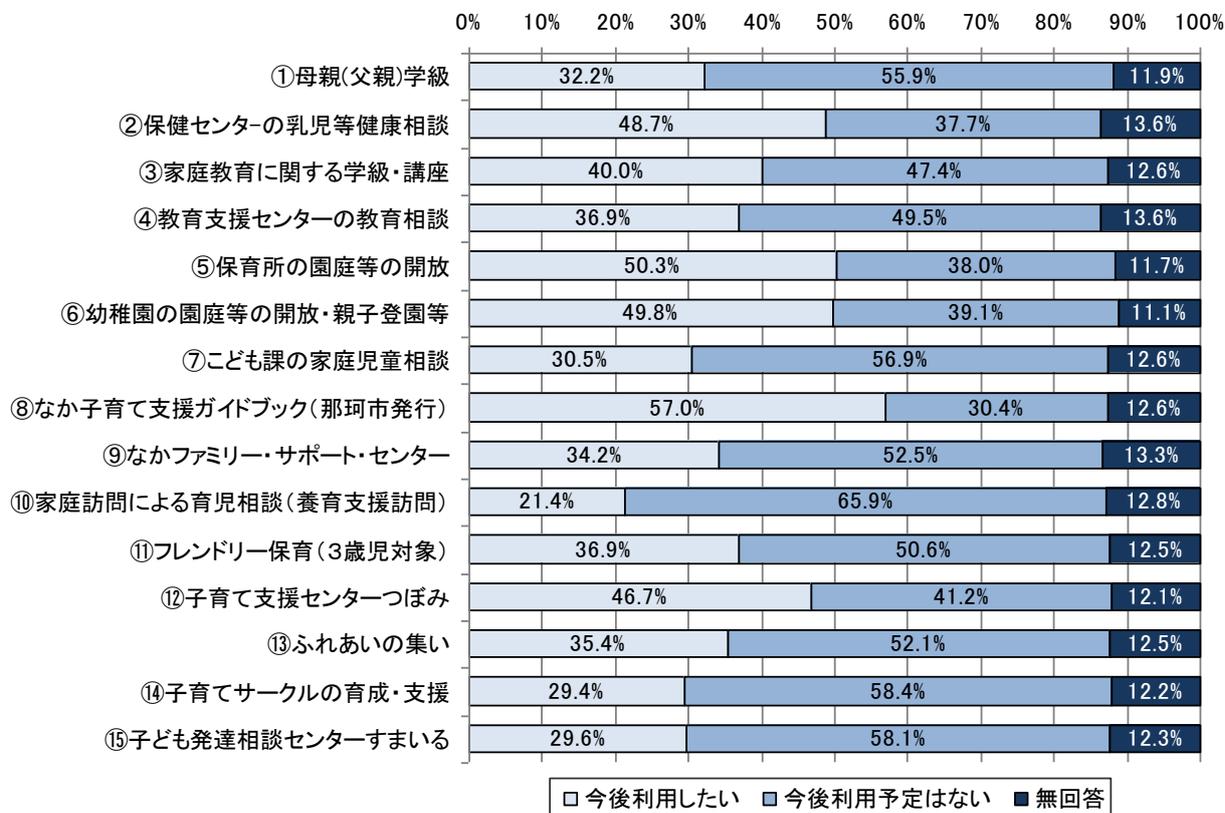
⑥地域子育て支援拠点事業の利用意向【ニーズ調査問 18】

地域子育て支援拠点事業の新規の利用及び利用拡大の意向は、「利用していないが、今後利用したい」21.4%と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」14.8%の合計割合が36.2%に対し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が56.9%となっています。



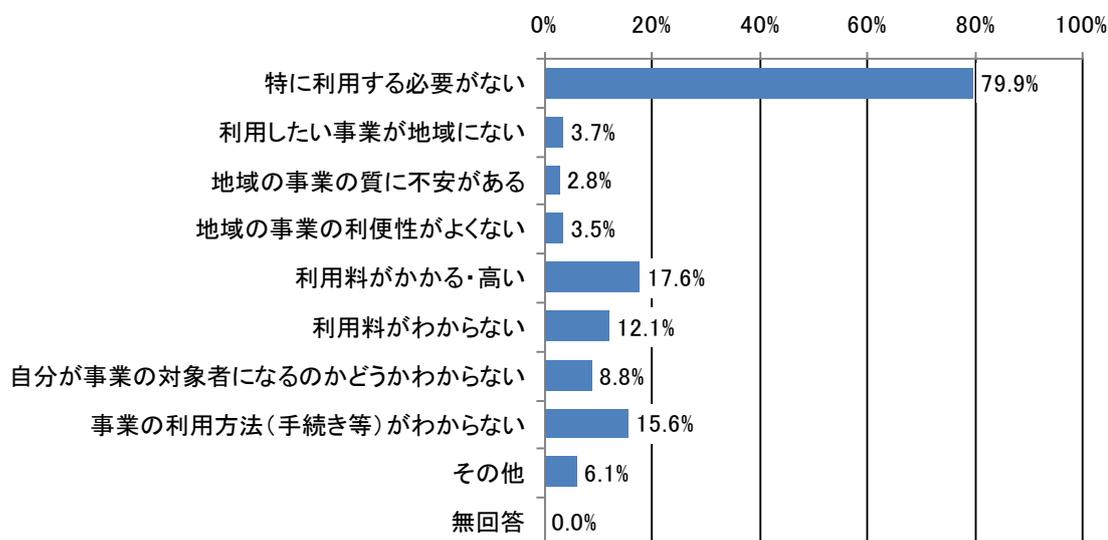
⑦地域の子育て支援事業等の利用意向【ニーズ調査問 19】

地域の子育て支援事業等の利用意向は、育児に必要な情報「なか子育て支援ガイドブック（那珂市発行）」の割合が57.0%と最も高い結果となりました。ガイドブックだけでなくホームページも含め子育て情報の提供を推進し支援につなげます。



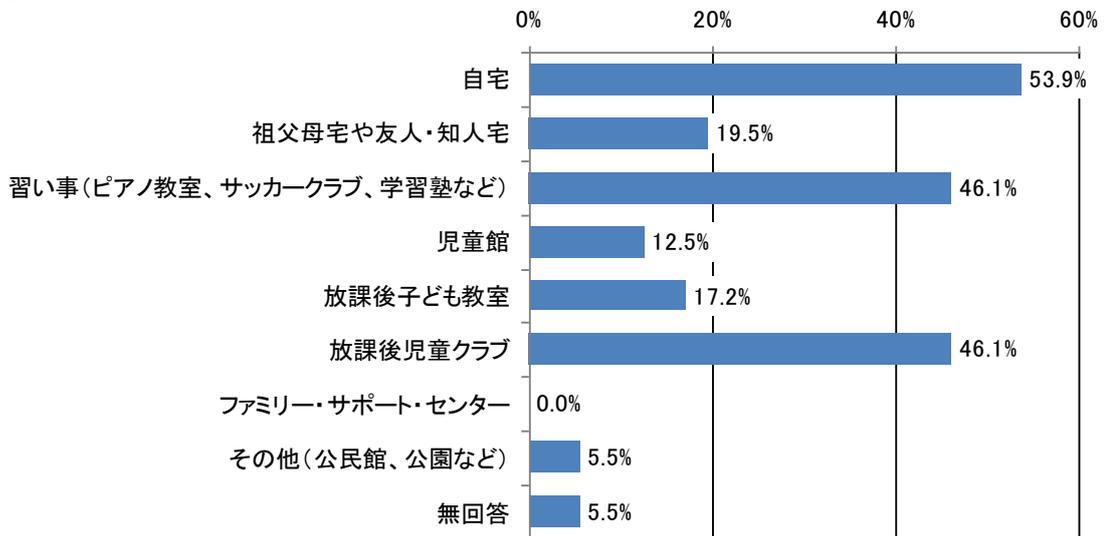
⑧一時預かり等を現在利用していない理由【ニーズ調査問 23-1】

預かり保育事業を現在利用していない理由としては「特に利用する必要がない」が79.9%となっています。



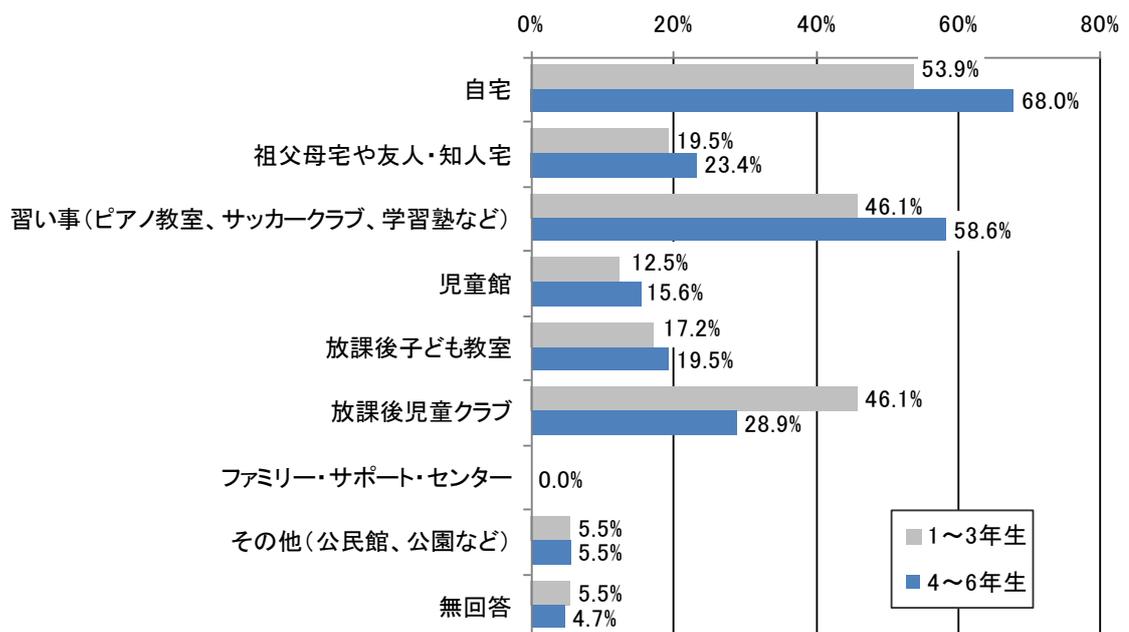
⑨放課後の過ごし方（小学校低学年）【ニーズ調査問 26】

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて聞きました。小学校低学年（1～3年生）のうちの希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が53.9%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ」とともに46.1%といずれも5割弱と高くなっています。



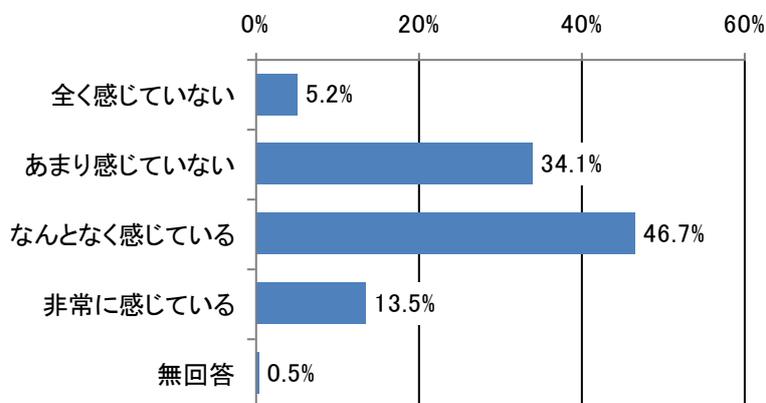
⑩放課後の過ごし方（小学校高学年）【ニーズ調査問 27】

小学校高学年（4～6年生）になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が68.0%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が58.6%と続いています。また、「放課後児童クラブ」の割合は、1～3年生の時と比べ利用意向が減少し、28.9%となっています。



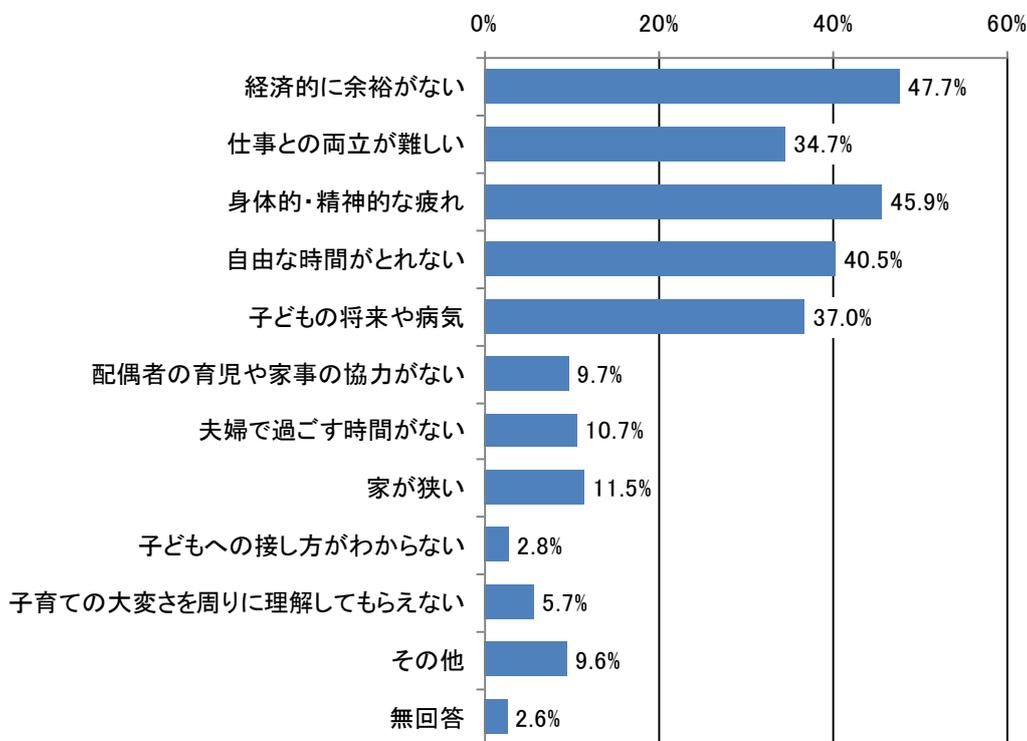
⑪子育てに対する不安や負担【ニーズ調査問 32】

子育てに対する不安や負担は、「何となく感じている」46.7%と「非常に感じている」13.5%の合計が 60.2%、「あまり感じていない」34.1%と「全く感じていない」5.2%の合計が 39.3%で不安や負担を感じているかたが多くなっています。



⑫子育てに不安や負担を感じる理由【ニーズ調査問 33】

子育てに不安や負担を感じる主な理由は、「経済的に余裕がない」の割合が 47.7%で最も高く、「身体的・精神的な疲れ」の割合が 45.9%、「自由な時間が取れない」の割合が 40.5%とそれぞれ4割を超えて高くなっています。



3 保育施設・幼稚園の状況

(1) 保育施設

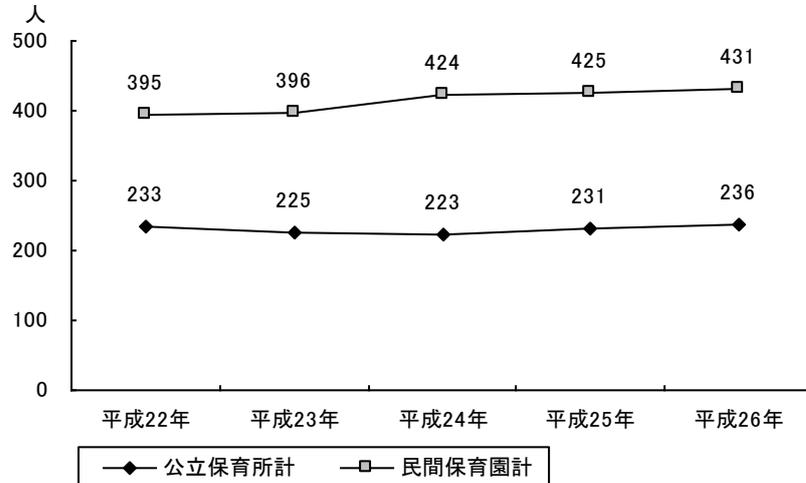
本市の認可保育所は、公立2保育所、私立4保育園があります。平成22年から平成26年までの推移をみると、入所児童数は増加傾向にあります。公立保育所はほぼ横ばい、私立保育園はやや増加となっています。

0歳児を除いた1歳児から5歳児までいずれも入所児童数が保育所定員を上回っています。

認可保育所(園)園児数の推移 単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
菅谷保育所	169	159	161	165	168
額田保育所	64	66	62	66	68
公立保育所計	233	225	223	231	236
ゆたか保育園	82	96	104	117	124
かしま台保育園	94	91	84	100	101
ごだい保育園	94	87	104	88	89
瓜連保育園	125	122	132	120	117
民間保育園計	395	396	424	425	431
広域委託入所	25	37	43	45	50
合計	653	658	690	701	717

各年4月1日現在



保育所入所児童数年齢別内訳(平成26年)

単位:人

	入所児童数
0歳児	34
1歳児	104
2歳児	132
3歳児	136
4歳児	158
5歳児	153
計	717

4月1日現在

(2) 幼稚園

本市の幼稚園は公立が6園、私立が3園あります。平成22年から平成26年までの推移をみると公立幼稚園の園児数の減少、私立幼稚園の園児数の増加となっていますが、園児数全体は減少傾向にあります。

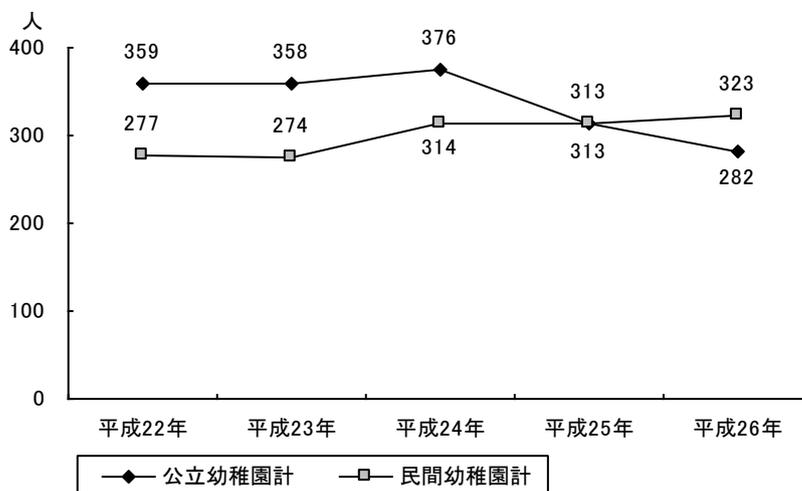
3歳児保育を平成24年度から廃止したことも公立幼稚園の園児数の減少に影響しています。

幼稚園園児数の推移

単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横堀幼稚園	40	39	43	33	36
額田幼稚園	40	43	42	34	22
菅谷幼稚園	142	136	148	122	118
菅谷西幼稚園	56	56	53	40	33
五台幼稚園	35	31	36	35	30
芳野幼稚園	46	53	54	49	43
公立幼稚園計	359	358	376	313	282
さいせい幼稚園	27	30	30	30	41
大成学園幼稚園	120	127	155	151	140
ナザレ幼稚園	130	117	129	132	142
民間幼稚園計	277	274	314	313	323
定員	940	940	972	937	937
合計	636	632	690	626	605

各年5月1日現在



(3) 学童保育所

学童保育所の入所児童数は、平成26年4月1日現在454人となっています。平成23年から平成26年までほぼ横ばいで推移しています。学童保育所は10か所ありますが、地域によっては利用人数にばらつきがみられるとともに、待機児童を生じています。

学童保育所の利用の推移(公設)

単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入所児童数	468	445	460	445	454
定員	480	480	480	505	510

各年4月1日現在

学童保育所の状況(平成26年)(公設)

単位:人

	定員数	児童数	在所率	待機児童数
本米崎学童	20	12	60.0 %	0
横堀学童	40	38	95.0 %	0
額田学童	60	51	85.0 %	0
菅谷学童	80	76	95.0 %	0
菅谷東学童	70	76	108.6 %	6
菅谷西学童	50	50	100.0 %	0
五台学童	60	65	108.3 %	8
芳野学童	60	40	66.7 %	0
木崎学童	30	17	56.7 %	0
瓜連学童	40	40	100.0 %	0
合計	510	465	91.2 %	14

7月1日現在